鳥取県告示第445号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号。以下「改正法」という。)附則第6条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者 の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の名称	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サ ービスの種 類	廃止年月日
有限会社武本薬	倉吉市伊木201	武本薬局	倉吉市西倉吉町22	介護予防居	平成18年11
局	-4		-14	宅療養管理	月1日
代表取締役 武				指導	
本 充雄					